

【様式】

令和5年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：一般財団法人宮崎県水産振興協会

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	安全・安心な養殖魚の 生産拡大事業	漁場環境の保全と適 正利用の監視及び指 導、養殖用の輸入カ ンパチ稚魚の生け込 みの確認	1,138,000	地方自治法施行 令第167条の 2第1項第2号	本事業による業務は、養殖経営に関するノ ウハウがあり、養殖漁家や漁協との信頼関係 が無ければ十分な調査結果が得られないた め、養殖関係漁協を会員とし、本県唯一とな る海面養殖業の総括組織としての業務を担う 一般財団法人宮崎県水産振興協会以外に効 率的で的確な成果が得られる者がいない。 このため、地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号の規定により随意契約とす る。	農政水産部水産 局 水産政策課
2	みやざきモデル資源管 理の高度化事業のうち アマダイ類種苗生産技 術開発にかかる業務委 託	アマダイ類の人工種 苗生産技術開発にか かる業務	1,800,000	地方自治法施行 令第167条の 2第1項第2号	アマダイ類の人工種苗は、国や数県の生産 機関でしか生産技術が確立されておらず、生 産中に大量死を引き起こす疾病に罹りやすい ことから、高度な生産技術や防疫体制が必要 であり、加えて、大量生産のための大規模な 施設を持つ必要がある。 一般財団法人宮崎県水産振興協会は、これ までに県水産試験場で開発されたカサゴやカ ワハギ等の種苗生産の技術移転を受けて大量 生産に成功しているほか、アマダイ類の種苗 生産においても、平成26年度から県の委託 を受けて技術改良に取り組んでおり、アマダ イ類の種苗生産の委託先としての上記条件を 満たす機関は本協会以外にはないことから、 地方自治法施行令第167条の2第1項第2 号の規定により一者随意契約とする。	農政水産部水産 局 漁業管理課
3	海産系アユを親とする 人工種苗生産事業	海産系アユを親とす る人工種苗生産業務	3,600,000	地方自治法施行 令第167条の 2第1項第2号	海産アユを親魚とする人工種苗生産は、高 度な生産技術や防疫体制が必要であり、加え て、大量生産のための大規模な施設を持つ必 要がある。 一般財団法人宮崎県水産振興協会は、これ までに県水産試験場で開発されたカサゴやカ ワハギ等の種苗生産の技術移転を受けて大量 生産に成功しているほか、アユの種苗生産に おいても、人工産を親とする種苗生産実績が ある。委託先としての上記条件を満たす機関 は本協会以外にはないことから、地方自治法 施行令第167条の2第1項第2号の規定に より随意契約とする。	農政水産部水産 局 漁業管理課